

中津市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条－第20条）
- 第3章 中津市男女共同参画推進懇話会（第21条－第28条）
- 第4章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産

等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるように配慮されること。

- (5) 家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、社会の支援の下当該家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (6) 男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことを考慮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、事業者として、その職場において自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、中津市男女共同参画推進懇話会に諮問するとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第14条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第15条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、事業者における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談への対応)

第17条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害に関し、市民又は事業者から相談があったときは、国及び他の地方公共団体又は民間の関係団体と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者に対し、男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第20条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 中津市男女共同参画推進懇話会

(中津市男女共同参画推進懇話会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、中津市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 懇話会は、男女共同参画の推進に資するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 第10条第3項の規定により男女共同参画計画に関して諮問された事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第23条 懇話会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 各種団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

2 男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 前項第1号の委員は、公募により委嘱するものとし、公募の方法及び決定の手続は、市長が別に定める。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第25条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第27条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第28条 懇話会の庶務は、生活保健部人権啓発推進課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている中津市男女共同参画計画は、第10条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。
- 3 従前の中津市男女共同参画推進懇話会（以下「旧懇話会」という。）は、第21条の規定により置かれた懇話会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧懇話会の委員である者は、この条例の施行の日に、第23条第1項の規定により、懇話会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、同日における旧懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧懇話会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第25条第1項の規定により懇話会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。